

# 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン

## 対象とする不正行為

- 論文等の捏造、改ざん、盗用

## 対象となる資金

- 文部科学省の競争的資金13制度(科学研究費補助金、科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進事業等)、私立大学学術研究高度化推進事業

## 調査機関

- 原則、告発された研究者が所属する機関が調査を実施

## 不正行為の告発から認定まで

### 告発等の受付

- 研究機関、資金配分機関は告発等の受付窓口を設置
- 告発は**顕名が原則**。不正とする**科学的合理的理由の明示**  
匿名の場合、告発内容に応じて顕名に準じた取扱が可能

### 予備調査

- 告発内容の合理性、調査可能性等を**調査**
- 本格的な調査を実施すべきか否かを判断

### 本調査

- 調査機関に属さない者を含む「**調査委員会**」を設置
- 資金配分機関の求めに応じて、調査の中間報告を提出
- **被告発者の弁明の機会**を保障

### 認定

- **不正行為が行われたか否か**を認定
- 被告発者に説明責任、データ等が保存されていない場合、原則として不正行為とみなす
- 不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその度合、研究や論文等における役割等を認定
- 不正行為と認定された場合、**不服申立て**が可能

### 調査中における被告発者に対する一時的措置

#### 研究機関が行うことができる措置

- 告発された研究に係る**研究費の支出停止**

#### 資金配分機関が行うことができる措置

- 告発された研究に係る**研究費の使用停止**
- 交付決定した当該研究に係る**研究費の交付停止**
- 申請されている**競争的資金の採択決定やその後の交付留保**

## 不正行為の認定を踏まえ、研究機関、資金配分機関は措置を実施

## 不正行為と認定された者に対する措置等

資金配分機関に「措置を検討する委員会」を設置

「措置を検討する委員会」で不正行為と認定された者に対して取るべき措置を検討

検討結果を資金配分機関に報告

資金配分機関は「措置を検討する委員会」の報告に基づき措置を決定

### 研究機関が行う処置等

- **内部規程に基づき適切な処置**
- 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告

### 資金配分機関が行う措置

#### 措置の対象者

- ① 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む）
- ② 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

#### 措置の内容

- **競争的資金の打ち切り**
- **競争的資金申請の不採択**
- **不正行為に係る競争的資金の返還**
- **競争的資金の申請制限**
  - 文部科学省所管の全ての競争的資金の申請を制限
  - 制限期間は不正行為の重大性等に応じて措置を検討する委員会が決定
    - ・ 措置の対象者①・②の該当者・・・認定年度の翌年度以降**2～10年**
    - ・ 措置の対象者③の該当者・・・認定年度の翌年度以降**1～3年**

# 不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限の改正について

「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」では、競争的資金において不正を行った者に対し、当該競争的資金及び他府省を含む他の競争的資金について応募資格を制限することとしています。平成24年10月17日、本指針について以下のとおり改正しました。

## 改正の趣旨

- 研究機関における公的研究費の適切な管理・監査体制を求めてきたにもかかわらず、依然として、悪質性の高い事案を含む、競争的資金の不正使用が見られる。
- 研究費の不正使用や不正受給、研究上の不正行為への対応として、応募資格を制限することとしているが、行為の内容にかかわらず硬直的な運用となっている。



現在の社会情勢を踏まえ、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて応募資格を制限することができるように改正した。

## 改正のポイント

### ①私的流用を行った者に対する応募資格の制限の厳罰化

<改正前>  
5年



<改正後>  
10年

### ②私的流用以外の不正使用を行った者に対する応募資格の制限の厳罰化・適正化

<改正前>  
2~4年

不正使用の用途により一律的に判断

〔例:虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合(預け金・プール金等)は、一律で4年間、応募資格を制限する〕



<改正後>  
1~5年※

不正使用の行為の内容に応じて判断

〔例:不正使用を行った額や年数等に応じて応募資格の制限期間を判断する〕

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

### ③善管注意義務違反※に対する応募資格の制限の新設

最大2年

※「善管注意義務違反」とは

自ら不正使用に関与していない場合でも、研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合を指す。

## 適用時期

平成24年10月17日の改正日以降、各府省で所要の手続きを経た上で、応募資格を制限するものから順次適用する。ただし、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降(継続課題も含む)で不正使用を行った場合に適用する。

## <不正使用及び不正受給への対応>

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年
	私的流用以外で { ①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ②、①及び③以外の場合、2~4年 ③、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

## 研究活動の不正行為への対応に関する取組状況の調査について(依頼)

24科基政第6号  
平成25年1月11日

各国公立大学長  
各国私立短期大学長  
各国私立高等専門学校長  
各大学共同利用機関法人機構長  
国立教育政策研究所長  
科学技術政策研究所長  
文部科学省所管の独立行政法人の長 殿

文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課長  
斎藤 尚樹

研究活動における不正行為については、科学技術・学術審議会において取りまとめられた「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日)を参考に、資金配分機関や大学等の研究機関において体制や関係規程の整備を行い、適切に対応することが求められます。

しかしながら、研究活動に関する不正が相次いでおり、公的資金の適切な執行という点のみならず、人々の科学への信頼を回復し、科学の発展を促す意味でも、研究活動の公正性の確保が、より一層強く求められています。

については、各研究機関における研究活動の不正行為への対応に関する取組状況について調査を実施しますので、各機関における規程整備や告発等の受付窓口の設置等の状況について別紙調査票に回答の上、提出願います。それとともに、引き続き、各機関における適切な対応をお願いいたします。

### 記

#### 1 調査事項等

##### (1)対象機関

文部科学省所管の以下の機関

国公立大学、国公立短期大学、国公立高等専門学校、  
大学共同利用機関、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所、  
独立行政法人

##### (2)調査事項

- 1 研究活動の不正行為への対応に関する規程の整備
- 2 告発等の受付窓口の設置
- 3 不正行為に関する調査及び不服申立ての体制の整備
- 4 教員等への周知(規程、窓口等について)
- 5 研究者倫理の向上に関する取組

#### 2 提出期限

平成25年1月28日(月曜日)

#### 3 本件問合せ先及び提出先

文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課基礎人材係

e-mail: [kibansei@mext.go.jp](mailto:kibansei@mext.go.jp)

電話:03-6734-4021(直通)

FAX:03-6734-4022

※お問合せ及び提出は可能な限りe-mailをお願いします。

※調査結果については文部科学省において取りまとめのうえ、平成25年2月19日(火曜日)開催予定のシンポジウム「『責任ある研究活動』の実現に向けて」(独立行政法人日本学術振興会、日本学術会議主催)等において公表することを予定しております。

別紙調査票 (Excel:34KB)

### お問い合わせ先

科学技術・学術政策局基盤政策課基礎人材係

大塚、亀井、青木

## 研究活動の不正行為への対応に関する取組状況について

機関名	
担当部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

以下について、該当するものに○を付し、当該項目の設問にお答えください。  
 ※ 具体の対応状況の記載については、必ずしも網羅的でなく、主なもので結構です。

### 1. 研究活動の不正行為への対応に関する規程

	①整備済である。	整備時期	平成	年	月
	②整備する予定である。	整備予定時期	平成	年	月
	③整備する予定はない。				
	理由:				

### 2. 告発等の受付窓口

	①設置済である。※1	設置時期	平成	年	月
	告発等の受付実績の有無:				
	②設置する予定である。	設置予定時期	平成	年	月
	③設置する予定はない。				
	理由:				

#### ※1 窓口の詳細について

窓口名称	
電話番号	
E-mail	

3. 不正行為に関する調査及び不服申立ての体制

①整備している。		
②整備する予定である。	整備予定時期	平成 年 月
③整備する予定はない。		
理由:		

4. 教員等への周知(規程、窓口等について)

①周知している。	
周知時期、方法:	
②規程を整備した際や窓口を設置した際に周知している。	
周知時期、方法:	
③これまで周知していないが、今後周知する予定である。	
予定時期、方法:	
④周知していない。	
理由:	

5. 研究者倫理の向上に関する取組(複数選択可)

(1) 研究者向けの取組を実施している。	
① 研修会を実施している。	
時期、内容:	
② パンフレット等を作成し、配布している。	
時期、内容:	
③ その他 (方法:	)
(2) 学生向けの取組を実施している。	
① 研修会を実施している。	
時期、内容:	
② パンフレット等を作成し、配布している。	
時期、内容:	
③ 大学院又は大学の教育プログラムとして実施している。	
時期、内容等:	
④ その他 (方法:	)
(3) 今後実施する予定又は実施を検討中である。	
予定時期、方法、内容:	
(4) 実施する予定はない。	
理由:	

※ 内容等については、関連資料を添付していただいても構いません。